

「足場の組立て等作業主任者技能講習」受講資格確認フローチャート

※ 足場の組立て、解体又は変更の作業に従事できるのは満18歳以上です。

※ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者、又は職業能力開発促進法に定める所定の職業訓練を修了した者は、経験年数を2年以上と読み替えて下さい。申込時に卒業証書の写しを添付して下さい。

